

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 0 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、
「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として
都道府県等が認めた医療機関」について

健感発 0304 第 5 号令和 2 年 3 月 4 日「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（2）①の「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」については、以下のような適切な感染対策がとられている医療機関として都道府県等が認めた医療機関を指しているものである。

- ・疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい）こと
- ・必要な検査体制を確保すること
- ・医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること

上記に記載する適切な感染対策がとられている医療機関であれば、医療機関の規模や外来・入院にかかわらず、診療所や病床数が少ない病院、帰国者・接触者外来となる予定がない病院なども含め、新型コロナウイルスに係る行政検査を行う医療機関として認められるものである。

都道府県等にあつては、このような適切な感染対策が取られている医療機関に対し、事前に準備する観点から、新型コロナウイルスに係る行政検査の実施を依頼する可能性がある医療機関とあらかじめ契約を締結するなどにより検査体制を適切に確保するほか、申し出があった場合には適切な感染管理が取られていることを確認の上、速やかに契約等の手続きを行うよう、お願いする。

以上